

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	ハンセン病元患者家族補償金の請求期限の延長
著者 / 所属	浜田 勇 / 厚生労働委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468 号
刊行日	2024-7-25
頁	123-128
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

ハンセン病元患者家族補償金の請求期限の延長

浜田 勇

(厚生労働委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正法成立までの経緯
3. 元患者及び家族に対する支援等に係る課題

1. はじめに

ハンセン病患者に対する国の隔離政策¹によって、元患者はもとより、その家族等も長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきた。このため、令和元年の第200回国会(臨時会)において、元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下単に「補償金」という。)の支給に関し必要な事項を定めること等を内容とする「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号)(以下「家族補償法」という。)が議員立法で制定され、同年11月22日に施行された。その補償金の支給の請求期限は、家族補償法施行日から起算して5年を経過する令和6年11月21日までとされていた。

しかしながら、補償金の支給対象者のうち、まだ多くの未請求者が存在すると考えられたこと等から、第213回国会(常会)の令和6年5月29日、衆議院厚生労働委員会において、補償金の請求期限を令和11年11月21日まで5年延長する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」(第213回国会衆第19号)(以下「改正案」という。)が起草された。「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第57号)(以下「改正法」という。)は、同年6月12日に成立し、同月19日に公布・施行された(改正後の家族補償法の概要は図表1参照)。

本稿では、改正法成立までの経緯を振り返るとともに、国会論議等を踏まえながら、ハンセン病元患者及び家族に対する支援等に係る課題について紹介することとしたい。

※ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和6年7月10日である。

¹ 「癩予防ニ関スル件」(明治40年法律第11号)が制定された明治40年から、「らい予防法」(昭和28年法律第214号)が「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年法律第28号)によって廃止された平成8年まで、約90年間にわたり隔離政策が継続された。

図表 1 家族補償法（改正後）の概要

1 前文	- 国の隔離政策により、元患者のみならず、元患者家族等も、偏見と差別の中で、元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、問題の重大性が認識されず、国会・政府において取組がなされてこなかった。 - 国会・政府は、その悲惨な事実を深刻に受け止め、深くおわびするとともに、偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにす。 - 国会・政府が責任をもってこの問題に対応していく立場にあることを深く自覚し、元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定。
2 対象者（ハンセン病元患者家族）	平成8年3月31日まで（らい予防法が廃止されるまで）の間にハンセン病の発病歴のある者（元患者）と次の親族関係にあった者であって、施行日に生存しているもの ① 配偶者（事実婚を含む。） ② 血族である親・子 ③ 1親等の姻族（子の配偶者・養子でない連れ子等）であって、元患者と同居していたもの ④ 血族である兄弟姉妹 ⑤ 2親等の姻族（配偶者の兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫の配偶者等）であって、元患者と同居していたもの ⑥ 3親等内の血族（孫・おい・めい等）であって、元患者と同居していたもの ※ 元患者・対象者について、元患者の発病から平成8年3月31日までの間の本邦での居住歴が必要（戦前の台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の取扱い）。対象者は、その間に元患者と上記の親族関係を有していたことが必要。 ※ 事実婚により、上記の姻族関係と同等の関係が生じていた場合（事実婚の配偶者の連れ子等）を含む。
3 補償金の支給	(1) 補償金の支給 国は、第2①～⑥に列記された親族関係の類型毎に、次の額の補償金を支給。（非課税） ①～③: 180万円 ④～⑥: 130万円 ※ 対象者の家族の中に複数名の元患者がいる場合や同一事由について損害賠償等を受けた場合等は、補償金の支給について調整。 (2) 権利の認定 ① 補償金受給権の認定は、請求に基づいて、厚生労働大臣が行う（請求期限は令和11年11月21日まで）。 ② 厚生労働大臣は、対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求め、厚生労働大臣は、その審査結果に基づき認定。 (3) 支給手続等についての周知、相談支援等の実施
4 名誉の回復等	元患者家族等の名誉の回復・福祉の増進につき、国に努力義務を課す。

（出所）厚生労働省「令和5年度全国健康関係主管課長会議の資料について 難病対策課資料」4－2頁
<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001237385.pdf>を基に請求期限を筆者において更新。

2. 改正法成立までの経緯

ハンセン病元患者に対しては、平成13年、その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決を図るため「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）が、また、平成20年、元患者の療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）がそれぞれ議員立法で制定された。

一方で、元患者家族等については、偏見と差別の中で、元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等、元患者と同様に長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。こうした中、平成28年、ハンセン病元患者家族ら561名が国に対して損害賠償等を求め熊本地方裁判所に提訴し、同地裁は、令和元年6月28日、一部原告を除き、原告の損害賠償請求権を一部認容する判決を下した（図表2参照）。これを受け、政府は、同年7月12日に判決の受入れを決定し、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」及び政府声明を発表した。また、超党派による二つの議員懇談会の下に設置された「ハンセン病対策議員懇談会及びハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会合同ワーキングチーム」において、元患者家族等に対する補償の立法措置に向けた議論が行われ、「ハンセン病元患者の家族に対する補

図表 2 熊本ハンセン病国家賠償請求事件熊本地方裁判所判決（令和元年 6 月 28 日）の概要

訴訟の概要	※提訴：平成 28 年 2 月（第 1 陣）、平成 28 年 3 月（第 2 陣）
○ ハンセン病元患者の家族である原告ら（561 名）が、ハンセン病隔離政策により、ハンセン病元患者だけでなく、その家族も偏見差別の対象とされ、また、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして、国（厚生労働大臣・法務大臣・文部科学大臣）に対し、1 人 550 万円の損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めるもの。	
判決結果	
○ 国の一部敗訴。 ・ 隔離政策がハンセン病患者家族に対する差別被害を発生させたこと等を理由に、以下を認めた。 ➢ 厚生労働大臣に昭和 35 年～平成 13 年末までハンセン病隔離政策等の廃止義務・差別被害を除去する作為義務とその義務違反があった ➢ 法務大臣・文部科学大臣に平成 8 年～平成 13 年末までハンセン病患者家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動・教育等を実施するための相当な措置を行う義務とその義務違反があった ➢ 国会議員に平成 8 年までらい予防法を廃止しなかった立法不作為の違法があった ・ 一部原告を除き、原告らが差別を受ける地位に置かれ、また、家族関係の形成を阻害されたとして、憲法 13 条の保障する人格権侵害等により、共通損害が発生したとし、消滅時効の主張は排斥して、原告の損害賠償請求権を一部認容。（167 人 143 万円、2 人 110 万円、59 人 55 万円、313 名 33 万円、20 人棄却）	

（出所）厚生労働省「令和元年度全国厚生労働関係部局長会議 健康局説明資料 2」110 頁
[〈https://www.mhlw.go.jp/topics/2020/01/dl/6_kenko-02.pdf〉](https://www.mhlw.go.jp/topics/2020/01/dl/6_kenko-02.pdf)

償等に関する基本方針（骨子案）」²がまとめられた³。同骨子案を踏まえ、家族補償法は「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」⁴（令和元年法律第 56 号）とともに議員立法により制定され、同年 11 月 22 日に施行となった。

家族補償法の立法過程において、補償金の支給対象となる元患者家族の数は約 24,000 人、その支給に必要な経費は約 400 億円と試算されている⁵。しかしながら、令和 6 年 6 月 17 日現在、補償金の請求受付件数は 8,494 件、認定件数は 8,243 件となっており⁶、試算された対象者数の 3 割強にとどまっている。また、これまでの請求受付件数及び認定件数は、家族補償法が施行された令和元年 11 月からの 1 年間に約 7 割が集中しており⁷、最近はそれぞれ毎月 50 件前後の件数で推移している。

家族補償法における補償金の請求期限が令和 6 年 11 月 21 日までと迫る中、まだ多くの未

² 厚生労働省「第 1 回ハンセン病元患者家族補償金認定審査会」（令 2.2.20）参考資料 1〈<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610265.pdf>〉

³ 土蔵智紘「法律解説 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」『法令解説資料総覧』467 号（令 2.12）24～25 頁

⁴ 改正の主な内容は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、ハンセン病患者であった者等の家族についても、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象に加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図ろうとするものである。

⁵ 第 200 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 3 号 4 頁、9 頁（令元.11.14）

⁶ 厚生労働省「ハンセン病元患者家族補償金支給の認定件数について」（令 6.6.17）〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html〉

⁷ 令和元年 11 月 22 日から令和 2 年 11 月 11 日までの約 1 年間における請求受付件数は 6,431 件、認定件数は 5,885 件。厚生労働省「ハンセン病元患者家族補償金支給の認定件数について」（令 2.11.13）〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html〉

請求者がいると考えられており、ハンセン病問題対策協議会⁸における統一要求書においても、統一交渉団から、補償金の支給決定が当初予定されていた人数の3割強にとどまっている原因の分析、制度の更なる周知広報、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう最大限努力すること、家族補償法に規定された請求期限の延長が求められた⁹。

こうしたことを背景に、議員立法により家族補償法が改正され、補償金の請求期限は令和11年11月21日まで延長された。

3. 元患者及び家族に対する支援等に係る課題

以下、第213回国会における国会論議を踏まえながら、ハンセン病元患者及び家族に対する支援等に係る課題について紹介する。

(1) 補償金の請求に係る課題

補償金の請求件数等が想定より少ない数にとどまっている理由について、厚生労働省は、補償金制度をまだ知らない者がいること、元患者の家族であることを周囲に知られることを望まない者がいること、元患者自身が様々な事情により元患者であることを家族に伝えていないことを挙げている¹⁰。

補償金制度の周知策として、厚生労働省は、地方自治体における広報誌やホームページを通じた周知、バスなどの公共交通機関における広告、国立ハンセン病療養所の入所者等の元患者への周知、各自治体への制度の周知に対する依頼文書の発出等に取り組んでいるとして、引き続き関係者の話を伺いながら効果的な周知、広報としてどのような取組ができるか検討していくとした¹¹。また、補償金の請求については、厚生労働省がプライバシーに配慮しつつ直接受け付けており、他の家族に知られたくない請求者に対しては自宅以外へ連絡する、厚生労働省からと分からないように無地の封筒で送付する等の配慮を行っているとした¹²。

衆議院厚生労働委員会では委員会決議、参議院厚生労働委員会では改正案に対する附帯決議（図表3参照）がそれぞれ行われ、補償金の支給についてより効果的な広報を行うこと及び広報の実施に際するきめ細やかな対応を行うことが求められた。

⁸ 平成13年5月25日の「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づいて設置された協議会。ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会、遺族等の統一交渉団と厚生労働省との間において、ハンセン病療養所入所者に対する在園保障や社会復帰支援、謝罪名誉回復、これまでのハンセン病対策に関する真相究明について協議されている。

⁹ ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会等「令和6年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書」（令6.5.20）11頁〈<https://www.mhlw.go.jp/content/10905000/001265036.pdf>〉

¹⁰ 第213回国会衆議院厚生労働委員会議録第18号（令6.5.8）、第213回国会衆議院厚生労働委員会議録第21号（令6.5.29）

¹¹ 前掲注10に加え、第213回国会参議院厚生労働委員会議録第19号（令6.6.11）。令和5年度は、ハンセン病患者の家族が多いと考えられる沖縄県内で、新たにバスやモノレール等の交通広告における重点的な広報を行ったとした。

¹² 第213回国会衆議院厚生労働委員会議録第18号（令6.5.8）

図表3 参議院厚生労働委員会附帯決議（令和6年6月11日）

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 一、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の請求を行うに至っていないハンセン病元患者家族が多数おられることを踏まえ、補償金の支給についてより効果的な広報を行うこと。また、広報の実施に際しては、偏見差別をおそれて同法に基づく補償金の請求を躊躇する当事者が多いことも踏まえ、よりきめ細やかな対応を行うこと。
 - 二、国の隔離政策により、元患者のみならず元患者家族等も、偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことを改めて深くおわびするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策及び差別被害救済策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること。
- 右決議する。

（注）衆議院厚生労働委員会においても、令和6年5月29日、同旨の委員会決議が行われた。

衆議院ホームページ<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Ketsugi/kourou951D47660DA16B2649258B2E00080B48.htm>

（2）ハンセン病への偏見・差別に対する対策

令和6年3月、厚生労働省の委託により実施された「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」¹³の報告書が取りまとめられた。同報告書によると、「現在、世の中にハンセン病元患者（回復者）やその家族に対する偏見や差別があると思う」と回答した者は39.6%であり、「自分自身は偏見や差別の意識を持っていると思う」と回答した者は35.4%であった。また、ハンセン病元患者・家族に対する偏見差別による被害事例について「知っているものはない」と回答した者は44.6%であり、明治後期以降、ハンセン病患者を強制的に収容する強制隔離政策が行われたことについて「知らない」、「あまり知らない」と回答した者は計47.2%であった。このような結果から、同報告書は「ハンセン病やハンセン病問題に関する知識は社会に十分には浸透しておらず、ハンセン病に係る偏見差別は現存し、依然として深刻な状況にあることがうかがえた。」と指摘している。

国会論議では、同報告書の調査結果等を引き合いに、根深い差別や排除の問題にどのように向き合っていくか問われ、厚生労働省は、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」における提言も踏まえて、令和5年10月から厚生労働省・文部科学省・法務省と統一交渉団との間で協議を行っており、当事者の意見を伺いながら今後の施策の進め方について更に検討していきたいとした¹⁴。また、ハンセン病問題に係る教育の必要性について問われ、偏見差別の解消に向けた啓蒙用パンフレットの全国の中学生への配付、国立

¹³ 同調査は、ハンセン病問題に特化した初めての全国的な住民意識調査であり、令和5年12月、日本に居住する18歳以上99歳以下の者に対するウェブアンケート調査として実施され、有効回答数は20,916人であった。「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書」<https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/hansen_survey/orirfa00000000c7-att/hansen_survey_20240404report.pdf>

¹⁴ 第213回国会衆議院厚生労働委員会議録第21号（令6.5.29）

ハンセン病資料館の学芸員による出張講座の実施等の取組を進めているとした¹⁵。

衆議院の委員会決議及び参議院の附帯決議では、偏見差別解消策、偏見差別予防策及び差別被害救済策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること等とされた。

(3) 国立ハンセン病療養所の入所者への支援の在り方

ア 国立ハンセン病療養所の職員配置の十分性

国立ハンセン病療養所13施設の入所者の総数は、令和5年5月1日現在で810名、入所者の平均年齢は87.9歳となっている¹⁶。厚生労働省は、入所者の高齢化が進む中で医療・介護の必要性と多様性が増している状況にあるとしながら、療養所の職員配置については、療養所の立地や業務の特性から職員の確保が困難な中で一定の職員数を確保し続けているものの欠員が生じているとした¹⁷。また、令和6年度までの5年間に行われた国家公務員の定員合理化が療養所の看護体制に与えた影響を問われ、定員合理化計画では療養所の定員も対象となっており、入所者の減少に合わせて今後も一定の合理化が求められることが考えられる一方で、入所者の療養環境の充実のために必要な定員を確保するため関係省庁と必要な調整を行っていくとした¹⁸。さらに、職員の不足によって療養所における女性入所者の入浴時等の介助を男性が行う場合があることの問題性について問われ、各勤務時間帯において女性職員が配置されるよう勤務体制を組みつつ、男性職員のみとなる場合は他の配置場所から女性職員の応援を頼むなどの対応をするとし、やむを得ず異性介助をお願いする場合であっても、入所者の意向を考え、入所者に丁寧な説明を行いながら実施する必要があるとした¹⁹。

イ 看護師・介護員の人員確保策

厚生労働省は、看護師や介護員の人員確保に係る支援について問われ、療養所で求められている役割、処遇、キャリアパス、ワーク・ライフ・バランス等、療養所での勤務をイメージしやすいパンフレットを作成し、大学等へ配布するとともに、介護職員や介護員が専門的な資格を取得するための支援や処遇改善を図るための関係機関との調整などの取組を行っている旨、答弁した²⁰。

(はまだ いさむ)

¹⁵ 第213回国会参議院厚生労働委員会会議録第19号(令6.6.11)

¹⁶ 厚生労働省「令和5年度全国健康関係主管課長会議の資料について 難病対策課資料」4-11頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001237385.pdf>>

¹⁷ 第213回国会参議院厚生労働委員会会議録第19号(令6.6.11)

¹⁸ 第213回国会衆議院厚生労働委員会会議録第2号30-31頁(令6.3.13)

¹⁹ 第213回国会参議院厚生労働委員会会議録第19号(令6.6.11)

²⁰ 第213回国会参議院厚生労働委員会会議録第19号(令6.6.11)